

まん延防止等重点措置期間の健康福祉部所管の施設及び事業等について

1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について

- ・スケジュール
 - 1月17日（月） 市コールセンター設置
 - 1月28日（金） 確認書等を対象世帯に発送（2/1以降順次到着）予定
 - 2月中旬 給付開始予定
- ・手続きが困難な方を支援するため、在宅介護・地域包括支援センター及び地域活動支援センターと申請支援の委託契約を締結する。
- ・生活福祉課や市民社協など各関係機関の相談窓口と連携をとる。

2 テンミリオンハウス事業について

引き続き感染防止対策を十分講じるとともに事前予約制としたうえで、令和4年1月21日（金）から利用者数の上限を施設の活動室の面積を2.25㎡で除した数とした。

3 いきいきサロン事業について

引き続き感染防止対策を十分講じたうえで、令和4年1月21日（金）から定員を人との距離が2メートル以上を保てる人数とした。

4 レモンキャブ事業について

引き続き感染防止対策を十分講じるとともに予約を1カ月先までとしたうえで、令和4年2月1日（火）の新規予約分から特例運行（利用目的を通院・通所、ワクチン接種等に限る）とする。